

4こ第2522号
令和4年10月19日

各指定障がい児通所（入所）支援事業所管理者 様

福島県児童家庭課長
（公 印 省 略）

バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について（通知）

本県の障がい児福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせ致します。

各事業所におかれましては、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」を活用し、更なる安全管理の徹底に努めて頂きますようお願い申し上げます。

（事務担当 主査 谷津久美 電話024-521-8382）